



資格と聞いて皆様は何を思い浮かべられるでしょうか。本稿では、研究に直接関係する専門知識や英語力といった研究能力についてではなく、研究（労働）環境の安全性を確保する目的で設定されている資格について取り上げたいと思います。

筆者が所属している独立行政法人産業技術総合研究所（産総研）では、2001年4月に独立行政法人化されて以来、研究環境における安全管理にも注力しはじめています。産総研では、研究職だけでなく事務職も含めた全員に対し、安全に関する資格を取得することを積極的に推奨しています。また、国立大学法人化にともない、大学においても安全に関する資格について関心が高まっていると思います。

そこで本稿では、産総研において取得支援が行われている10種類の資格に関して少し紹介したいと思います。

### 衛生管理者（1種、2種）

労働安全衛生法第12条や労働安全衛生法施行令第4条、および労働安全衛生規則第7条の規程に基づき、事業所の規模に応じた人数の衛生管理者を選任しなくてはなりません。第1種衛生管理者免許の取得者は、全業種において衛生管理者として選任されることがありますが、第2種衛生管理者免許の取得者は、製造業等以外の業種においてのみ衛生管理者として選任されることがあります。本資格を取得するためには、(財)安全衛生技術試験協会<sup>1)</sup>が各地域の安全衛生技術センター<sup>2)</sup>にて行っている試験に合格する必要があります。なお、受講義務はありませんが、本国家試験のための4日間の受験準備講習会が(社)大阪労働基準連合会<sup>3)</sup>等にて実施されています。本免許の試験科目は、労働衛生、関係法令、労働生理の3科目であり、普段なじみのない事項も多いと思いますので、準備講習会を受講したほうが試験合格には有利だと思います。

### 衛生工学衛生管理者

労働安全衛生法第12条、および労働安全衛生規則第7条の規程に基づき、有害な業務を行う一定以上の規模の事業所では、上記の衛生管理者の内の1人を衛生工学衛生管理者免許の取得者から選任しなくてはなりません。本資格

を取得するためには、中央労働災害防止協会<sup>4)</sup>が安全衛生教育センター<sup>5)</sup>等にて実施している5日間の資格取得講習会に出席し、修了試験に合格する必要があります。本免許の講習・試験科目は、労働基準法、労働安全衛生法、労働衛生工学知識、職業性疾病の管理知識、労働生理の5科目です。本免許は、前記の衛生管理者免許より上位の資格であり、全業種、規模において衛生管理者として選任されることがあります。5日間の拘束は敬遠されがちですが、講習と修了試験が一体となっており、衛生管理者免許よりも取得しやすいかもしれません。なお、産総研では、本資格の取得が最も推奨されています。

### 有機溶剤作業主任者・特定化学物質等作業主任者

労働安全衛生法第14条および労働安全衛生法施行令第6条第22号に基づき、労働安全衛生法施行令別表第六の二に定義されている54種類の有機溶剤およびこの混合物を屋内等にて使用する場合には、有機溶剤作業主任者を選任しなくてはなりません。同様に、労働安全衛生法施行令第6条第18号に基づき、労働安全衛生法施行令別表第三に定義されている52種類の化学物質およびこの含有物を取り扱う場合には特定化学物質等作業主任者を選任しなくてはなりません。これらの資格を取得するためには、(社)大阪労働基準連合会<sup>3)</sup>等にて実施されている各々2日間の技能講習会に出席し、修了試験に合格する必要があります。なお、有機溶剤作業主任者の選定は、有機溶剤中毒予防規則において、使用量が少ない場合等には適用除外されますし、「研究所」では選任義務が免除されています。また、特定化学物質等作業主任者の選定は、労働安全衛生法第14条において、試験研究のための取り扱い業務においては適用が除外されています。したがって、両資格とも多くの皆様には必要ないかもしれませんが、有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質等障害予防規則において薬品や排気装置に関するさまざまな事項が規定されており、アセトンやアルコール類等の比較的身近な有機溶剤に関すること含まれておりますので、安全管理の面から講習を受講することは有効であると思われます。なお、最近労働災害問題で話題になっている石綿は、特定化学物質等障害予防規則で取り扱われています。

## 危険物取扱者（甲種・乙種）

消防法第13条に基づき、一定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う施設では、危険物取扱者を置かなくてはなりません。取り扱える危険物の種類に応じて、甲種、乙種第1～6類、丙種の区分があり、アルコール類等の引火性液体は第4類に区別されます。本資格を取得するためには、(財)消防試験研究センター<sup>6)</sup>が実施している試験に合格する必要があります。なお、受講義務はありませんが、本国家試験のための受験準備講習会が(財)全国危険物安全協会<sup>7)</sup>にて実施されています。研究者個人ではあまりないでしょうが、大量に薬品等を保管している場合には危険物取扱所としての届出が必要となりますので、関連法令の勉強の面から講習を受講することは有効かもしれません。

## 床上操作式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習

労働安全衛生法第61条および労働安全衛生規則別表第三に基づき、床上操作式のクレーンを運転する場合や玉掛け業務を行う場合には、各々の技能講習を修了して資格を有する者が行わなくてはなりません。本資格を取得するためには、(社)日本クレーン協会<sup>8)</sup>等が実施している3日間の講習を受講する必要があります。建物に付随しているクレーンを使用して荷物を運搬するためには、両方の資格が必要となります。

## エックス線作業主任者

労働安全衛生法第14条および労働安全衛生法施行令第6条第5号に基づき、エックス線装置を使用する場合には、エックス線作業主任者を選任しなくてはなりません。本資格を取得するためには、(財)安全衛生技術試験協会<sup>1)</sup>が各地域の安全衛生技術センター<sup>2)</sup>にて行っている試験に合格する必要があります。なお、受講義務はありませんが、本国家試験のための受験準備講習会が(財)電子科学研究所<sup>9)</sup>等にて実施されています。

## 放射線取扱主任者（1種、2種）

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性同位元素や放射線発生装置を取り扱う場合には放射線取扱主任者を選任する必要があります。本資

格を取得するためには、(財)原子力安全技術センター<sup>10)</sup>が実施している試験に合格し、講習を受講する必要があります。なお、受講義務はありませんが、受験準備講習会が(財)電子科学研究所<sup>9)</sup>等にて実施されています。

## 高圧ガス製造保安責任者（甲，乙，丙）

高圧ガス保安法第27条の二に基づき、一定量以上の高圧ガスを製造、販売、移動、または消費する場合には、高圧ガス製造保安責任者免状を持つ者から保安技術管理者や保安係員等を選任しなくてはなりません。本資格を取得するためには、高圧ガス保安協会が実施している試験（法令、保安管理技術、学識の3科目）に合格する必要があります。なお、高圧ガス保安協会が行う3日間講習を受講し、修了試験（保安管理技術、学識の2科目）に合格すると、高圧ガス製造保安責任者試験の一部が免除され、法令のみの受験となります。

本稿で取り上げた資格が必要かどうかは、皆様各自の立場で違っていると思います。実験を行っている全員が取得することを必要としない資格がほとんどです。実験を行わない方々は、第2種衛生管理者しか関連しないと思います。しかし、必須ではないにしろ、一度、法律的な安全管理について勉強するよい機会になると思いますので、資格について一考されてみてはいかがでしょうか。

この記事に関するお問い合わせは [kadono@mech.saitama-u.ac.jp](mailto:kadono@mech.saitama-u.ac.jp) もしくは [hayasaki@opt.tokushima-u.ac.jp](mailto:hayasaki@opt.tokushima-u.ac.jp) までお寄せください。

(産業技術総合研究所光技術研究部門 金高健二)

## 参照 URL

- 1) <http://www.exam.or.jp/index.htm>
- 2) 例えば、<http://www.kh.rim.or.jp/~kinki5/index.htm>
- 3) <http://www.daikiren.or.jp>
- 4) <http://www.jisha.or.jp>
- 5) 例えば、<http://www4.ocn.ne.jp/~okyoiku/>
- 6) <http://www.shoubo-shiken.or.jp/index.html>
- 7) <http://www.zenkikyo.or.jp>
- 8) <http://www.cranenet.or.jp>
- 9) <http://www.esi.or.jp>
- 10) <http://www.nustec.or.jp>
- 11) <http://www.khk.or.jp>